

令和7年度第3回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和8年2月3日（火）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 6階 第2委員会室

1 市長あいさつ

2 委員紹介

（令和7年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿）

3 会長の選任

4 市長への答申について（資料1）

5 会議録署名委員の指名

6 議題

- (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について（報告）
（資料2）
- (2) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）（令和8年3月定例会上程予定議案）
について（協議）（資料3）
- (3) 碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）（令和8年6月定例会上程予定議案）
について（協議）（資料4）
- (4) 令和8年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）について（協議）（資料5）

7 その他

- (1) 令和8年度以降の国民健康保険運営協議会の開催について（資料6）

令和 8 年 2 月 3 日

碧南市長 小 池 友 妃 子 様

碧南市国民健康保険運営協議会

会長 榊 原 和 弘

令和 8 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和 7 年 1 1 月 2 6 日付け 7 碧国第 1 0 2 号において諮問のありました「令和 8 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて」を慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 方針

市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和 4 年度から 5 か年かけて段階的になくすこととする。

2 令和 8 年度税率改正

令和 8 年度標準保険料率と碧南市国民健康保険税率を一致させることとする。

令和 8 年度国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率について

1 国民健康保険事業費納付金（本算定）について（愛知県へ納付する金額）

区分		納付金額	1 人当たり納付金額
8 年度	本算定	2,097,167,888 円 (前年度比 : +46,951,214 円)	189,087 円 (前年度比 : +10,060 円)
	仮算定	2,053,675,764 円	185,166 円
7 年度	本算定	2,050,216,674 円	179,027 円

2 市町村標準保険料率について（碧南市）

区分		標準保険料率（本算定）		税率等	
		8 年度 (前年度比)	7 年度	8 年度 (前年度比)	7 年度
医療分	所得割(%)	8.17 (+0.54)	7.63	8.17 (+0.57)	7.6
	均等割(円)	34,887 (+2,140)	32,747	34,800 (+2,600)	32,200
	平等割(円)	22,395 (+1,136)	21,259	22,300 (+1,100)	21,200
後期分	所得割(%)	2.84 (+0.05)	2.79	2.84 (+0.14)	2.7
	均等割(円)	12,042 (+231)	11,811	12,000 (+200)	11,800
	平等割(円)	7,730 (+62)	7,668	7,700 (+100)	7,600
介護分	所得割(%)	2.48 (+0.10)	2.38	2.48 (+0.28)	2.2
	均等割(円)	12,459 (+414)	12,045	12,400 (+1,100)	11,300
	平等割(円)	6,170 (+208)	5,962	6,100 (+200)	5,900
子ども ※	所得割(%)	0.29		0.29	
	均等割(円)	1,225		1,200	
	18 歳以上 均等割(円)	80		100	
	平等割(円)	793		700	

※令和 8 年度より子ども・子育て支援納付金課税額を追加

碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【令和 8 年 3 月定例会上程予定議案】

1 改正の理由

次に掲げる理由により、条例の一部を改正する。

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正が令和 6 年 10 月 1 日から施行され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正が令和 8 年 4 月 1 日から施行されるため。
- (2) 令和 8 年度の市町村標準保険料率（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 82 条の 2 第 1 項に規定する市町村標準保険料率をいう。）に鑑み、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の税率及び税額（以下「税率等」という。）を改めるため。

2 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援納付金課税額の追加（第 1 条、第 3 条、第 15 条の 2～第 15 条の 5 及び第 29 条関係）

保険税の課税区分に子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、税率等を次のとおり規定する。

区 分		税率等
子ども・子育て支援 納付金課税額	所得割額算定税率	100 分の 0.29
	被保険者均等割額	1,200 円
	18 歳以上被保険者均等割額	100 円
	世帯別平等割額	700 円

- (2) 保険税の税率等の改正（第 4 条、第 6 条～第 8 条、第 10 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 29 条関係）

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割額算定税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分		改正後	現 行	比 較
基礎課税額	所得割額算定税率	100 分の 8.17	100 分の 7.6	100 分の 0.57
	被保険者均等割額	34,800 円	32,200 円	2,600 円
	世帯別平等割額	22,300 円	21,200 円	1,100 円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額算定税率	100 分の 2.84	100 分の 2.7	100 分の 0.14
	被保険者均等割額	12,000 円	11,800 円	200 円
	世帯別平等割額	7,700 円	7,600 円	100 円
介護納付金 課税額	所得割額算定税率	100 分の 2.48	100 分の 2.2	100 分の 0.28
	被保険者均等割額	12,400 円	11,300 円	1,100 円
	世帯別平等割額	6,100 円	5,900 円	200 円

(3) 字句の整理（第 29 条及び第 30 条の 3 関係）

条例中の字句を適切な表現に改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の碧南市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 7 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

4 条例改正による影響額

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の追加

34,593 千円の歳入増（令和 7 年度課税分から算出）

(2) 保険税の税率等の改正

71,751 千円の歳入増（令和 7 年度課税分から算出）

碧南市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【令和 8 年 6 月定例会 上程予定議案】

1 改正の理由

地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）が改正される予定であることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ並びに低所得者に係る国民健康保険税の減額判定所得基準の引上げのため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 課税限度額の改正（第 3 条関係）

区分	改正後	現行	引上げ額
基礎課税額	67 万円	66 万円	1 万円
後期高齢者支援金等課税額	26 万円	26 万円	—
介護納付金課税額	17 万円	17 万円	—
子ども・子育て支援納付金課税額	3 万円	3 万円	—
合計	113 万円	112 万円	1 万円

(2) 減額判定所得基準の改正（第 29 条関係）

区 分		減額判定所得基準
5 割減額 対象世帯	改正後	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（ <u>31 万円</u> ×世帯の被保険者等数）
	現 行	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（30 万 5,000 円×世帯の被保険者等数）
2 割減額 対象世帯	改正後	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（ <u>57 万円</u> ×世帯の被保険者等数）
	現 行	43 万円＋（給与所得者等数－1）×10 万円 ＋（56 万円×世帯の被保険者等数）

3 施行期日

令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

4 議会への報告

地方税法等改正後の市議会に上程予定

令和 8 年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】		A	B	A-B	A/B	明	
科	目	本年度予算 千円	前年度予算 千円	比 較 千円	伸 び 率 %	説	明 千円
国民健康保険税	一般分	1,616,524	1,510,180	106,344	7.0	医療分（現年課税分）	1,035,357
						後期分（現年課税分）	362,486
						介護分（現年課税分）	142,244
						医療分（滞納繰越分）	27,938
						後期分（滞納繰越分）	9,964
						介護分（滞納繰越分）	3,942
						子子分（現年課税分）	34,593
	小 計	1,616,524	1,510,180	106,344	7.0		
国庫支出金	国庫補助金	8,636	0	8,636		社会保障・税番号システム整備費補助金	1
						子ども・子育て支援事業費補助金	8,635
	小 計	8,636	0	8,636			
県支出金	保険給付費等交付金	4,180,950	4,171,161	9,789	0.2	普通交付金	4,056,557
						特別交付金	124,393
	小 計	4,180,950	4,171,161	9,789	0.2		
財産収入		1	1	0	0.0	国民健康保険事業基金利子	
繰入金	一般会計繰入金	208,118	333,968	△125,850	△37.7		
	保険基盤安定繰入金	334,018	292,752	41,266	14.1		
	未就学児均等割保険料繰入金	4,603	4,978	△375	△7.5		
	産前産後期間保険料繰入金	1,218	988	230	23.3		
	国民健康保険事業基金繰入金	0	0	0	0.0		
	小 計	547,957	632,686	△84,729	△13.4		
繰越金		20,000	20,000	0	0.0	前年度繰越金	
諸収入	加算金等	6,002	6,002	0	0.0	延滞金	6,000
						過料	1
						加算金	1
	市預金利子	72	57	15	26.3		
	雑入	3,620	2,620	1,000	38.2	第三者納付金	600
収入	小 計	9,694	8,679	1,015	11.7	返納金	3,000
						雑入	20
歳入合計		6,383,762	6,342,707	41,055	0.6		

【歳出】

【歳出】		A	B	A-B	A/B	
科	目	本年度予算	前年度予算	比 較	伸 び 率	説 明
総務費		千円	千円	千円	%	
	一般管理費	100,254	93,385	6,869	7.4	人件費（正規職員10名）、 その他一般事務管理費
	連合会負担金	579	596	△17	△2.9	
	賦課徴収費	8,317	6,073	2,244	37.0	
	運営協議会費	315	319	△4	△1.3	国保運営協議会委員 15名
	小 計	109,465	100,373	9,092	9.1	
保険給付費	一般療養給付費	3,453,665	3,446,551	7,114	0.2	1人当たり306,502円×11,268人
	一般療養費	35,934	37,125	△1,191	△3.2	1人当たり3,189円×11,268人
	審査等手数料	13,926	13,926	0	0.0	
	一般高額療養費	551,310	545,724	5,586	1.0	1人当たり48,927円×11,268人
	一般高額介護合算	1,672	1,672	0	0.0	
	一般移送費	50	50	0	0.0	
	出産育児一時金	18,008	25,011	△7,003	△28.0	500,000円×36件
	葬祭費	4,300	5,000	△700	△14.0	50,000円×86件
	傷病手当金	0	100	△100	△100.0	
	小 計	4,078,865	4,075,159	3,706	0.1	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,424,448	1,426,545	△2,097	△0.1	1,424,448
	後期高齢者支援金等分	459,231	470,250	△11,019	△2.3	459,231
	介護納付金分	175,482	176,325	△843	△0.5	175,482
	子ども・子育て支援 納付金分	45,998	0	45,998		45,998
	小 計	2,105,159	2,073,120	32,039	1.5	
保健事業費	特定健康診査等 事業費	50,256	50,774	△518	△1.0	
	保健衛生普及費	14,015	17,279	△3,264	△18.9	
	小 計	64,271	68,053	△3,782	△5.6	
	基金積立金	1	1	0	0.0	
	公債費	1	1	0	0.0	
	保険税還付金	6,000	6,000	0	0.0	
	予備費	20,000	20,000	0	0.0	
	歳出合計	6,383,762	6,342,707	41,055	0.6	

令和8年度碧南市国民健康保険特別会計予算（案） 前年度比増減理由

1 歳入

(1) 国民健康保険税

税率等引上げ及び子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、増額とした。

(2) 国庫補助金

子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修費分を計上した。

(3) 繰入金

ア 一般会計繰入金

国民健康保険税の税率等を引上げ、標準保険料率と一致させたことに伴い、一般会計からの法定外繰入金（決算補填等目的）を減額とした。

イ 保険基盤安定繰入金

支援率の引上げに伴い、増額とした。

(4) 諸収入

過誤納返納金の過去実績を踏まえ、増額とした。

2 歳出

(1) 総務費（一般管理費）

社会保険料払込額通知書の発送を前年度までは税務課が行っていたが、令和8年度以降は国保年金課にて行うことになったことに伴い、増額とした。

(2) 保険給付費

ア 療養給付費

診療報酬の改定に伴い、増額とした。

イ 療養費

診療報酬は改定されたが、被保険者数の減を見込み、減額とした。

ウ 高額療養費

診療報酬の改定に伴い、増額とした。

エ 出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金

支給件数の減を見込み、減額とした。

(3) 国民健康保険事業費納付金

子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、増額とした。

(4) 保健事業費

健康衛生普及費

特定健診受診勧奨通知をはがきに変更したことによる郵便料金の減少に伴い、減額とした。

